

## 1 審議事項

### (1) 緊急事態宣言下における事務局の開設について

①事務局開設時間の変更：期間、4月21日(火)～5月8日(金) 10時～14時(4時間)とする。

※5月11日(月)以降のことについては、その時点の状況による。

②事務局員の対応

ア 専務理事・・・通常通り勤務し、場合によっては、15時以降在宅勤務とする。

イ 事務局員・・・出勤については、5月8日(金)までの予定表を提出し、勤務時間は、14時までとする。

—承認される—

### (2) 第 2 回理事会および定時代議員会における書面決議について

○緊急事態宣言下において、理事および代議員を招集して会議を開催することは、現時点において不可能であると判断できるので、定款第 3 章第 29 条及び第 48 条により書面決議としたい。

○役員改選に係る審議もあるので、これについても書面決議としたい。

○書面決議について、指定された期日までに、書面決議書が提出されない場合には、会長一任とする。

—承認される—

### (3) 役員改選における書面決議の方法について

○定時代議員会の審議事項の役員改選(代議員・理事)について、次の方法によって承認を得る。

ア 代議員について

(ア) 規定により通常通り、各カテゴリーに 5 月末までに推薦してもう。

(イ) 第 2 回理事会で承認を得て、定時代議員会の審議事項として提出する。

(ウ) 第 2 回理事会の書面決議については、候補者名簿を各理事に郵送し、理事からの返信によって決議する。

(エ) 定時代議員会の書面決議については、定時代議員会資料と同封し、代議員からの返信で決議する。

イ 理事について

(ア) 役員候補者選考委員会の答申について、第 2 回理事会で承認を得て、定時代議員会の審議事項として提出する。

(イ) 理事会の書面決議については、候補者名簿を各理事に郵送し、理事からの返信によって決議する。

(ウ) 定時代議員会の書面決議については、定時代議員会資料と同封し、代議員からの返信で決議する。

—承認される—

## 1 審議事項:役員候補者選考委員会答申による2020-2021年度理事候補者の推薦について(非公開)

—承認される—